

## 告 示

### 埼玉県川越県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十七年七月二十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十七年七月二十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 飯塚 孝

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 入曽停車場線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
字堂ノ前原五七八番三地先まで	狭山市大字南入曾字堂ノ前原五七八番三地先から同市大字南入曾	区 間
一〇・一七〇 一〇・三二二	七・八二〇 八・〇〇〇	敷地の幅員 (メートル)
十四・三九		延長 (メートル)
交通安全対策事業		備 考